

# 一般社団法人民事信託活用支援機構定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人民事信託活用支援機構と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、会員に対し、相続・事業承継対策等のための信託の活用に関する提案業務の援助を行い、信託活用に関する情報提供、広告宣伝、会員の支援等を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員に対する信託に関する専門知識の普及及び広告宣伝
- (2) 民事信託の受託者（信託業法の規定による信託会社を除く。）に対する受託業務処理に関する支援業務の普及及びその援助
- (3) 民事信託の受益者を保護する仕組み作りの援助
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員及び社員

(会員)

第5条 当法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 会員 当法人の目的に賛同し、その支援を求めて入会した個人
  - (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人
- 2 弁護士、公認会計士、税理士、司法書士、行政書士等の 資格を有する者は会員となる資格を有する。

(入会手続)

第6条 当法人の会員又は賛助会員になろうとする者は、当法人所定の様式により申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(専門家協議会の組織)

第7条 会員は、理事会で定める専門家協議会規則に従い、専門家協議会を組織し、相互研鑽・専門知識の習得に努めるものとする。

(経費等の負担)

第8条 当法人の事業活動及び事業運営の財源に充てるため、会員は理事会が定める入会金及び会費並びに必要な経費を支払う義務を負う。

(退会)

第9条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会の1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によりその会員を除名することができる。ただし、理事会は、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他、この法人の重大な利益を害し、又は犯罪行為その他公序良俗に反する行為を行う等除名すべき正当な事由があるとき。

(会員規則)

第11条 第5条から前条までに定めるほか、理事会は、会員についての規則を定める。

(社員)

第12条 この法人の社員は、会員の中から次条の規定により選任された者とする。

(社員の資格の取得)

第13条 この法人の社員になろうとする者は理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(任意退社)

第14条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第15条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- (4) 前3号に定めるほか、この法人の重大な利益を害し、又は犯罪行為その他公序良俗に反する行為を行ったとき。

(社員資格の喪失)

第16条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第17条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額の決定
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第20条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、代表理事は社員総会の日<sup>1</sup>の1週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。ただし、社員総会に出席しない社員が書面または電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第21条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第22条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第23条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19

条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員を設置)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上7名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち1名を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 代表理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、その任期満了又は辞任により第19条に定める定数が欠けるときは、その辞任又は退任の後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第31条 理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号から第4号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

(4) これらの附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

## 第8章 基金

### (基金の拠出)

第40条 この法人は、社員又は第三者に対し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

### (基金の取扱)

第41条 基金の募集・割当て・払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議により別に定める基金取扱規定によるものとする。

### (基金拠出者の権利)

第42条 この法人は、第46条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還の手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

### (基金返還の手続)

第43条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前条第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議により定めるものとする。

### (代替基金の積立)

第44条 基金の返還を行うため、返還する基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金については取崩しを行わないものとする。

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

### (解散)



第46条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

#### 第9章 公告の方法

##### (公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

#### 附 則

この変更は、平成27年12月18日から施行する。